

公益社団法人日本地理学会「吉野賞」に関する内規

2021年3月

本内規は、公益社団法人日本地理学会「吉野賞」取扱規程（以下、規程とする）に規定する顕彰事業の具体的な運用手順等を定めるものである。

1. 総務専門委員会は、推薦募集要項と推薦用紙の様式を日本語および英語で作成し、毎年6月末を申請期限として4月に公表する。
2. 吉野賞受賞候補者選考委員会（以下、選考委員会とする）に対して、吉野賞受賞候補者について当該年11月中旬までの選考・答申を依頼する。
3. 推薦募集要項は学会誌、ホームページ等で公示し、周知に努める。推薦用紙の様式については本学会ホームページからダウンロードできるようにする。
4. 選考対象は、規程第2条にある「中堅ないしはシニア」で、受賞者の公表時点で40歳以上とする。
5. 選考対象は他薦による候補者とする。日本地理学会会員のみが推薦者となることができる。推薦者は、所定の推薦用紙（別紙1）に、日本地理学会会員3名（少なくとも1名は他の2名とは異なる研究教育機関に所属すること（名誉職、最終元職も考慮する））による推薦書（A4判任意書式）、その他必要書類を付けて選考委員会に推薦する。推薦書類の提出は電子媒体とし、それに係わる事務は総務専門委員会および学会事務局が行う。
6. 推薦は3年間有効とし、推薦者は関係書類を更新できる。
7. 選考の方法は、選考委員会の審議に基づいて決めることができる。
8. 選考委員会委員が候補者になった場合は、当該年度の審査に関与しない。選考委員会委員は、選考委員会委員長の指名により理事長が追加委嘱することができる。ただし、追加委嘱された委員の任期は、当該選考委員会委員が候補者とされる期間とする。
9. 選考委員会委員の任期は1年とするが、特段の理由のない限り再任手続きをとる。
10. 年度末の春季学術大会で受賞者名を公表することを原則とする。
11. 授賞式ならびに受賞記念講演は、原則として受賞者名公表の翌年の春季学術大会で行う。ただし、講演時期については、会長講演の実施や受賞者の都合等を考慮してその都度検討する。また、記念講演を実施する学術大会では、気候関連のセッション開催との調整をはかる。
12. メダル作成に係る費用は吉野賞の寄付金から支出する。受賞通知、必要な場合の郵送費、賞状や英文校閲費などは公益事業会計から支出する。それらに係わる事務は総務専門委員会および学会事務局が行う。
13. 受賞者が外国在住の場合に支給する旅費は、実費とする。
14. 本賞の英語名は、「The Masatoshi YOSHINO Award 2021（当該西暦年度）」とする。
15. 本内規の変更は、理事の承認を得て、理事長が行う。